



## I 改良区の状況

問1 最近二十年間で、改良区の受益面積の増減はどの程度ですか。（設立して20年を経過していない場合は、現在の管内と同じ区域の20年前の状況と比べてください。）

1. 30%以上減少    2. 30~15%減少    3. 15~0%減少    4. 増加した

問2 今後、新たに畑灌漑施設の整備を行なう予定はありますか。

1. 現在検討中                          2. 受益者からの要望があれば検討する  
3. おそらく行なうことはない            4. わからない

問3 改良区では、最近五年間で、水が足りなくて困ったことがありましたか。

1. 困ることが多かった                    2. どちらかといえば困ることが多かった  
3. ほとんど困ることはなかった        4. 困ることはなかった

## II 改良区と他の団体との関係

問4 改良区の管内の市町村と、どのくらいの頻度で会合をしますか。会合の内容は、用水のこと、改良区の事業のこと、農業のことなど、どのようなことでも結構です。

1. よく会合をする                      2. どちらかといえばよく会合をする  
3. ほとんど会合をしない                4. 会合をしない

問5 改良区の管内の市町村と最近10年間で、見解や利害が明らかに対立したことがありましたか。

1. あった（当てはまるものに丸をつけて下さい（複数回答可））  
ア. 通常時や渇水時の取水方法や用水配分のこと  
イ. 改良区の事業・運営のこと        ウ. 管内の農業一般のこと  
エ. 市町村の選挙のこと  
オ. その他〔 〕  
2. なかつた

### III 用水の融通、転用に関して

問6 最近10年間で、上水道へ用水の転用または融通を行なったことがありますか。

転用とは、「ある一定の期間または恒久的に行なうもの」で融通とは「渴水時に行なうもの」のことです。

- 1. 転用も融通もしたことがある
- 2. 転用をしたことがある（している）
- 3. 融通したことがある
- 4. したことない

問7 仮に、異常渴水時に上水道から「水を融通して欲しい」といわれたとします。

この場合どうしますか。①、②のそれぞれに対し、お答え下さい。

① 改良区の管内の市町村の上水道に対して

- 1. 無償で融通する
- 2. 上水道が節水の費用負担をしてくれれば融通する
- 3. できれば応じたくない

② 改良区の外の市町村の上水道に対して

- 1. 無償で融通する
- 2. 上水道が節水の費用負担をしてくれれば融通する
- 3. できれば応じたくない

問8 現在の状況で考えて下さい。仮に改良区の管内の市町村の上水道から、「改良区の用水を上水道に転用してほしい」という申し出があったとします。水利権などの法的な手続きの問題はさしあたり容易に解決できるものとします。この場合どうしますか。一つに丸をつけ、理由があれば理由もお書き下さい。

- 1. 費用負担について合意が成立すれば、転用を考えてもよい
- 2. 「費用負担」と「費用負担以外の条件（改良区の今後の事業・運営への協力など）」について合意が成立すれば転用を考えてもよい
- 3. 話し合ってはみるが、転用は無理であろう
- 4. できれば応じたくない

〔(理由)〕

問9 将来、水を効率的に利用できる施設整備をし、転用可能な水を生みだせるとします。仮にこの時、「改良区の用水を上水道に転用してほしい」という申し出があったとします。水利権などの法的な手続きの問題はさしあたり容易に解決できるものとします。この場合、どうしますか。①、②のそれぞれにつき、御答え下さい。理由があれば、理由もお書き下さい。

① 改良区の管内の市町村の上水道に対して

1. 費用負担について合意が成立すれば、転用してもよい
2. 「費用負担」と「費用負担以外の条件（今後の事業、渇水時の取水など）」について合意が成立すれば転用を考えてもよい
3. 話し合ってはみるが、転用は無理であろう
4. できれば応じたくない

〔(理由)〕

② 改良区の外の市町村の上水道に対して

1. 費用負担について合意が成立すれば、転用してもよい
2. 「費用負担」と「費用負担以外の条件（今後の事業、渇水時の取水など）」について合意が成立すれば転用を考えてもよい
3. 話し合ってはみるが、転用は無理であろう
4. できれば応じたくない

〔(理由)〕

問10 現在の河川法では、転用を行なう際に、「農業用水の施設整備費」と「施設の維持管理費」を受け取ることは認めていますが、これ以外に、例えば、「水利権を譲渡することに対する権利金」などの金銭を受け取ることは認めていません。このことについてどう思いますか。一つに丸をつけ、理由があれば、理由もお書き下さい。

1. 施設整備費、施設の維持管理費のみでよい
2. 1に加えてそれ以外の金銭の受け取りも認めたほうがよい
3. わからない

[ (理由) ]

問11 農業用水に対して、「地域の住民が水とふれあう場にして欲しい」、「動植物の生息の場にして欲しい」などの意見がでることがあります。このような意見が出た場合、あなたの改良区ではどのように対応していきますか。

1. 積極的に対応したい
2. どちらかといえば積極的に対応したい
3. あまり対応したくない
4. 対応したくない
5. わからない



最初にお読みください。用語の説明をします。

#### 農業用水の融通とは？

渇水時に、農業用水が取水量を減らし、その分を上流または下流の上水道が取水することをいいます。

融通は、①無償で行なう場合と、②節水に必要とした費用を上水道が負担する場合、の二通りがあります。費用負担額は、改良区と上水道との話し合いによって決めます。

#### 農業用水の転用とは？

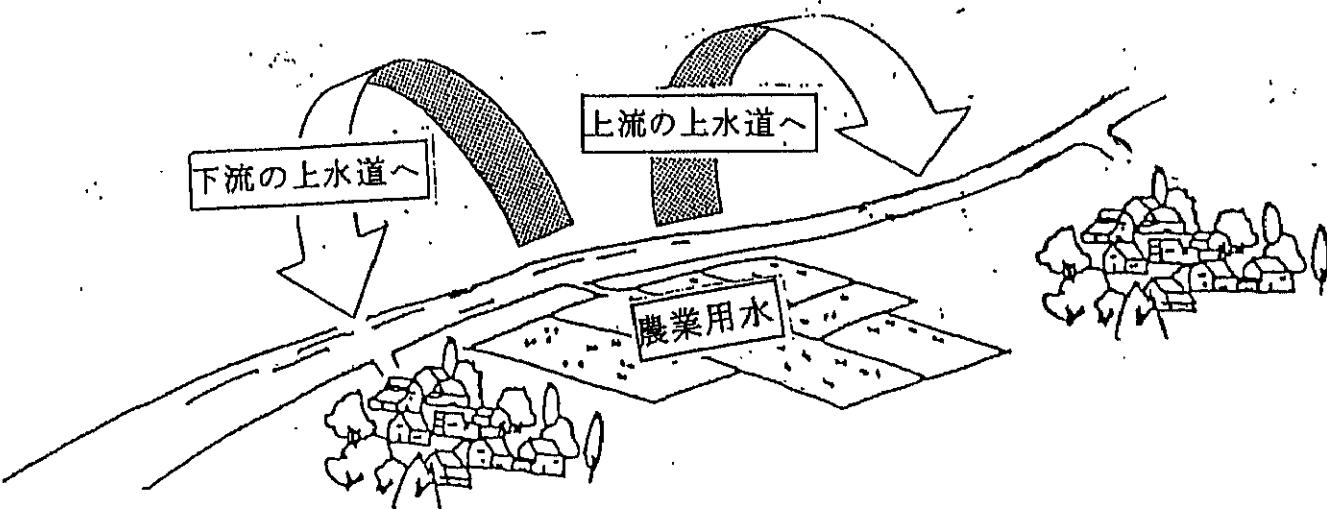
ある一定の期間、もしくは、恒久的に、農業用水が取水量を減らし、その分を上流または下流の上水道が取水することをいいます。

この場合、「今後の農業用水施設整備費+施設の維持管理費」の一部を上水道が負担します。（当分の間施設整備を行なわないという場合は、とりあえず、「今までの農業用水施設整備費+今後の施設の維持管理費」の一部を上水道が負担することもあります。）費用負担額は、改良区と上水道との話し合いによって決めます。

上水道側には、必要な水を獲得できるという利点があり、改良区には、農業用水施設の整備費・維持管理費などを負担してもらえるという利点があります。

※転用や融通は、近隣の上水道が相手である必要はありません。同一水系内であれば、他県の上水道への転用や融通も可能です。

図 農業用水の転用、融通



### 付録（3）：自由回答

（註1）基本的に、原文のまま掲載したが、明らかな誤字、脱字については修正した。

（註2）単純転用、合理化転用管内、合理化転用管外の欄の数字は、以下のことを表している。

1：費用負担について合意が成立すれば、転用を考えてもよい。

2：費用負担とそれ以外の条件について合意が成立すれば、転用を考えてもよい。

3：話し合ってはみるが、転用は無理であろう。

4：できれば応じたくない。

整理番号	単純転用	合理化管内	合理化管外	意見
23	2	2	3	生産調整として米の減反政策が実施されております。毎年2～3割の水田が減反しております。一般的には用水量も少なくなるわけですが一向に用水量は減少しません。大きく天候に左右されるからです。また、専業農家が少なく大部分兼業農家であり用水節水（水まわり）が出来ません。毎年用水量（取水量）には変化減少がありません。現状では用水の融通、転用には困難であると思います。
25	3	2	2	現状においては、すでに都市、工業用水等の新規用水が何らかの理由をつけ取水し、また、上流部取水比が優先的に取水する等、下流部に位置する改良区は恒久的に水不足に悩まされているところであります。したがって転用するには余剰水があることが前提でありますので現時点の実現は難しいと思われる。ただし、非灌漑期にはおける冬期用水については多目的に有効利用することは可能と思われる。
26	1	2	2	渴水期には、お米の成長にかかせない水ですから、どのような形においても取水を確保しなければならないので、放流に関する設備を平等に分水できるように設置をしてほしい。

27	2	2	2	工場排水・生活排水の放流などによって水質汚濁が進み、融通・転用は懸念される。
34	1	2	2	当改良区は、受益地の中央部と周辺部と周囲の地盤に高低差があり、加えて地質が軟弱なため最初オープン用水路で給水していたので常に用水路の修理に追われて困り果てて現在は全部パイプラインに切り替えて中央幹線排水路に川から取水した用水を落として、排水路に設置した7ヶ所の補助機場で揚水、パイプラインを経て水田に給水しています。そして揚水使用後は中央幹線排水路の末端にゲートを取りつけ、これを仕切って自然に溜まつてくる排水を再び揚水機場でくみ上げて用水に使う循環用水形式を取っている為、用水を無駄にすることなくきわめて有効に活用しているので、川からの取水量も最初の計画からすればかなりの水量が減量されている。従って、ご趣旨の水の需給逼迫の件については現在でもかなりの貢献度が高いものと自負しておりますので、全地区がこういう方式にすれば問題解決に大きく協力できるのではないかと考えられます。
59	2	2	4	地域用水について、積極的に対応すべきと考えているが、現実の問題が予想される。ふれあい場のゴミ問題が発生し各所でのその対策に苦慮しているので、これらについても共に検討すべき課題である 近年社会開発の進展に伴い、水を取り巻く環境も大きく変化し、特に水質の汚濁・河川敷のゴミ問題等その処理対策が重要な課題となっている。国土保全上、国は巨額の費用を投じて河川の整備を進め、対策を講じ、管理しており当然のことながら河川法に基づきいろいろと制約がなされ、農水利用者も将来の問題と深刻に受けとめ整備に取り組んでいるところである。 河川は古来地域に住む人達と密接な関係にある。生活用水・農業用水として恵みを受け、誰に指示されることもなく集落の総意により防災上、堤防敷の補強工事に出役したり河川敷の草刈・障害物の除去などごく自然に行ない年間を通して農具類や生活用具などの洗い場として、夏には子どもたちの水遊びや交流の場として親しまれ、愛されてきた。この多目的利用は時代の要求と判断するが、農業者の慣行権も理解しながら、灌漑用水に支障をきたさない範囲において幅広い有効利用を検討すべきと考えている。

110	2	2	2	「水郷は天下に冠」たりこの水郷は水不足を生じたことは歴史上いません。又、最近は大水害の恐怖もなくのんびりした水郷です。近年は「あやめ祭」で6月は賑わいを見せていましたが、水郷にあって水に親しむ自然公園しかなくレジャーボート・フィッシングの遊びで子供たちの遊ぶ親水公園がありません。自然と水と遊ぶ風景が見たいものです。
139	3	2	2	異常渴水時の融通については当然しなければならないと考える。農業用水より生活用水を優先されるのは当然。
143	3	3	3	都市用水を中心とした水需給は今後とも増加傾向にあり、飲料水を含む都市用水は不安定な状況にあることが予測される中で農業用水と利水調整を課題とした調査と見受けられる。しかし、当改良区管内は米作りを中心とした純農村地帯での改良区であり特に最近の目まぐるしい営農形態の変化（特に大型機械の導入）による作業効率の面等考慮した場合、期別用水は増加気味であり用水の融通転用は検討しがたい！
154	1	2	3	水が汚く水量が少ないので難しいと思う。
185	4	3	3	本改良区受益地での用水不足は過去においては田植え時期に集中している。その用水確保には多大の苦労を強いられているが、その他の期には比較的容易ではある。しかし、河川の流量が安定せず、常に不安を伴っている現状であるため転用あるいは融通または転用可能な水という観念はありませんでした。また、当地域の上水道は霞ヶ浦用水事業により整備されている事を念頭に回答した事を申し添えます。
200	3	3	3	本改良区所有の砂沼貯水池に越谷ホシ草が自生しているとマスコミが報道した事例があり、実情を調査した結果、一部の愛好家が外部から種子を持ち込み生育させようとしたが思うよういかず、貯水位にクレームをつけられたこともあるので自然保護には協力しても良い。 又、貯水池を含めて県西公園としての利用を認めている。
207	2	2	2	用水確保ですけど、必要以外にはいりません。但し天候次第です。自然のことですので分かりません。足らないときには足らなくなるのが水です。いかなる時でも不足を生じなければと思います。それと、条件次第です。
208	2	2	2	河川法の改正に依り治水を含め用水に重点を置く様にシフトしたが山林・溜池の入会権は認められて居るが、水利権という権利が認められてもいいのではないかと思います。

222	4	4	4	<p>地域用水について、可能であれば対応したいが、水不足の改良区であり他用途にすることで灌漑不能になるようなことになつては困る。地区内の町は幹線用水路を2mも下に暗渠化して水と離れたがっているようでも有ります。また、水と觸れ合える施設にするには、現在のコンクリート水路では無理。改修する必要があり、その費用を地方自治体が出せる状況にはないと考えます。水不足の中でも、水質の改善の為にはコンクリート水路でない方が良いとは思いますが、今の事業の流れはそうなつていない。結局、当地区は日本一水不足なので、灌漑用水を確保するのに精一杯であります。どこからか豊富な水源が導入されるように灌漑条件が改善されるようことがあるならば対応できると思います。</p> <p>皆さんご承知のことと思いますが、農業用水は田圃が水を飲むわけではないので、取りすぎるという判断は的を得ていないと考えます。当地区も豊富な水源があつて安心して灌漑できる状況であれば融通、転用について考えられるが、灌漑期には日本一水が少ない河川となっているので、農業用水にやつとこの思いで使用している状態です。それも連続取水できずに1～5日止めて川に水を溜めて又流すことの繰り返しという連続です。このような状況が400年も続いていたようです。上流の堰がコンクリートと鉄板で固められてから、この状況がひどくなりました。水利権は公平でないようで、上流優先、古田優先のことですが、現在は上流部の状況変化もあり、下流部のみ不利な状況のままが良いのか疑問があります。上流部に豊富な水源があれば、他にも水源があれば、当地区へ融通するようなこと(農業→農業)をお願いしたい。地区内の排水路に反復堰をつくって1/3は排水路からくみ上げて使っている。排水路だから当然雑排水が流入してくるので水質の改善に頭を悩ませている状況で、小貝川にどこからか豊富な水が流入することが出来ないかと考えているが県も国も乗ってこない。という状況で他に転用融通することを考えられる所ではないと思います。最終的に利根川の出口などで水門を閉めて他用途に利用することが出来るかな、という程度です。</p>
224	3	2	3	(地域用水に対してのあまり対応したくない理由) 水難事故も考慮しなくてはならないし、事故があった場合の対応が大変だ。

233	4	3	4	<p>地域用水について「どちらかといえば積極的に対応したい」としたのは、最近自然保護とか漁協とかがかなり勝手な注文をつけるようになった。理想主義は分かる。しかし農業者は生活している手段なのだ、遊びではないし、自分たちが勝手に魚を放流し、それで金儲けをやりながら数百年の水利権に注文をされては困る。最近カワウが繁殖して魚を食い荒らすとか問題が起こっているが、農民が管理している河川を巡って魚族保護と自然保護がけんかをしているようだ。我々農民には関係ないが。</p> <p>山田川は低い山岳から流出する中河川である。鬼怒川の支流ではあるが鬼怒川のほかの河川のようにダムが無いので流量の変化も多く、しかも年々濁水化が進んでいる。また鬼怒本・支流からの引水も出来ない。上流山間部に小規模の灌漑用ダムも必要なのがそれは現状では無理であろう。(目下その様な注文はない)そしてその様な話しありである。最近上流に大型の宅地開発が計画され(宇都宮上部隣接する河内町地区)その下水を山田川に放流同意を求めてきた。又漁業組合が水の管理にいろいろと注文をつける。被農業者によるごみ捨てなども困っている。モータリゼーションのため農道を通るのはまだしもコンクリート製の用排水路を破損する。水は(もし余裕があれば)分けても良いが一度認めれば既得権がついてしまう。農業軽視による農業不振と農民の高齢化、若者の農業離れ今後の管理維持運営をどの様にするかが心配である。</p>
253	2	1	2	<p>農業用水のふれあう場の設置についてはそれ相当の経費(費用)がかかるため、現在の用水は危険防止のため金網をめぐらしている。</p> <p>用水の融通転用については水使用の農業が存続する場合は不可能だと思います。都市化、市街化により農業の存続がなくなった時点では転用は考えられるでしょう。</p>
292	2	2	2	農業用水は(水田の場合)一定の取水時期(当改良区では6月~9月)に必要とします。それ以外の時期は必要なく融通が可能であります。
301	3	2	2	私達の改良区内には市水道部の上水井がいくつか掘られ地下水を取水しています。そのため、渇水期には水田に用水から水を引き地下水を増水しています。市水道部に対しては出来るだけ協力をして居るつもりですが用水の融通、転用となると考えことがあります。
305	3	1	2	農業用水は年によって過不足が生じるので永続的な融通・転用は出来ない。

306	2	2	2	当改良区に5基の水道水用の井戸がありますが、1基の井戸については改良区が出来る以前に掘った井戸があり数年前に何らかの形で市の水道にゆずり渴水時には農業用水として利用できる様に用水路につなげてありましたが、数年前の渴水時になかなか利用出来なかったことがありました。正式な書面による契約が必要であると思う。
314	4	3	3	地域用水について、農業用水堀を地域の住民が利用することは大変喜ばしいことであると思う。しかし、その地域の住民の意識の問題がある、万一事故があった場合、その地域の住民は用水堀の管理不充分として管理責任を追及する者も出てくると思う。そんな時、積極的に管理者が開放したからとなると、その責任を取らなければならなくなるのではないかと思う。 用水の融通・転用については、土地改良区内の水が足りて、余った場合は融通、転用しても差し支えないと思う。天から降ってくる水を国民的課題でどの様に保持するかということでしょう。当地域でも平地林が開発され、都市型洪水が時々起ころうようになりました。例えば地域の住民1戸1戸が屋根に降った水をそのまま流してしまわず、余った土地があったら「から池」等を作り、一時的に溜め、地下浸透と、少しずつ流すように考えるなど今後水を確保することは農民だけでなく国民的課題であろうと思います。
317	3	4	4	当土地改良区ではダムの取水に対する問題が多く取り沙汰されております。地域住民は30年来反対に取り組んで居ります。水に対する農家の人々は昔より大変苦労しておりますので、計算で割り切ることはなかなか出来ません。現在でも役員は組合員に対する用水の安全な供給で頭がいっぱいです。田植え時期になると多くの問題が出てきております。私どもはダム建設による取水をあくまで反対しております。
319	4	4	4	私たちの土地改良の立地条件から用水の融通転用は今後共に得ないと思います。

326	2	2	3	<p>融通について 現在の田川は上流に水の貯水施設等が無く雨が降らないと水位が下がり、水の確保が出来なくなり、番水をして水田に水をかけていますので、農業用水以外に取水るのは無理である。</p> <p>転用について 前条で述べたように現在の水量で、一定の期間又は恒久的に農業用水を減らして上水道に取水するには、水利について具体的な対策をして水量を確保してからでないと話し合いが出来ない。</p>
333	3	2	2	当改良区ではご質問の内容（融通・転用）については現状では対応できない状況にあります。しかし、河川水の増量もしくは調整がスムーズにいけば可能になるのかもしれません。管内はほとんどが地下水に依存している状況です
340	2	2	2	用水の取水については国営事業の頭首工より取水している為改良区の判断は難しい。
380	3	3	4	荒川ダムにて県営発電所があり放水につき 4月 5月水不足するときがあります。
416	3	2	2	水量が充分な時は融通転用もやぶさかでないが農業用水不足の時期は絶対に融通転用に同意できない。水量の判断については農業者の意見によることが必要、大谷川の水の他水系への融通の話も出ているが融通量に関して鬼怒川水系の一方的判断によって停止或いは減量の措置がとれない限り融通に反対である。
437	3	3	4	現在は用水より生活用水にまわすようになり農業用水が圧迫されつつある。
504	2	2	4	農産物の価格低迷や後継者不足など、農業を取り巻く情勢はかなり厳しくなってきている中で、今後は施設の維持管理費が年々増大していくことが予想されるので、用水の一部転用をすることにより組合員の負担が少なくなることであれば管内の市町村に限って話し合いを進めていくことになるだろう。ただ以上渴水時の取水に対して特に転用されたものが、農業用水と取水制限に差をつけられた場合(実際、渡良瀬川においては平成八年度に農業用水 60%農業用水以外 40%の取水制限が実施された)は、組合員感情として如何なものか、その辺のところも慎重に話し合っていくべきであろう。

531	3	3	3	当改良区の取水は五重金ダム、大谷ダムから鬼怒川を通じて取水しています。 大谷川より南摩ダムへ取水されると水量が半減し、水不足となります。
532	3	3	3	現在水田面積の36%が、減反面積として割当てられています。この状況でも夏場の水不足の対応に追われやむなく地下水を汲み上げる施設をみんなの負担金の中から捻出して施工している状況です。従って現在の取水量を削って上水道にまわす余裕はありません。
545	1	1	2	今後は水の需要はますます増大するものと思います。水を有効に使用すべきです。
617	3	2	2	渇水期には、利根川水系農業水利協議会で農業サイドとしても積極的に取水制限に協力するようしている。
620	2	2	2	用水の主流は鏑川より取水しているが、旧山名土地改良区は直接の取水が出来ず、旧入幡水利組合の取水道途中より導水、ポンプアップして揚水していた。尚、旧山名土地改良区に三ヶ所の貯水池があり、約30,000トンの貯水が可能です。これからは、流水はもとより、貯水池の水も多目的に活用できなかと市当局の係と時々話し合っています。これからは一改良区の利用のみでなく地区一般において多目的に活用すべきと考えます。そのためには改良区も積極的に行動すべきと思います。
642	2	2	4	地域用水について、積極的に対応したいが、地域住民の積極的な維持管理の協力が必要である。 ① 用水を必要とする地域住民の環境保全の意識向上が必要である。河川または農業用水に汚水の流入、ゴミの投げ捨て等をしないこと。 ② 農業用水路の維持管理活動は改良区組合委員の活動によるものである。しかし、地区外の住民が用水利用を望むなら、市町村など行政も含めて地域住民も農業用水の維持管理作業に参加すべきだ。

660	3	2	3	用水の融通転用が必要される時は農業用水にとっても深刻な時期であり、人命尊重から言えば飲料水確保は最優先すべきであるが、一面日本農業の原点は米作りであります。田用水の確保も重要であります。両者が納得いくような国の政策が必要である。また、水不足の原因として下水道事業施策もあると思われる。昔は田、畑、浄水槽にしてもまた川に戻っていったのであるが、最近広域下水道事業は何百キロ先に単独管でいき、河川に戻らないものであり、これらもおおいに水不足の原因を招いている。
661	4	2	2	近年の水利用においては、河川の減水や用排水分離、農作業の休日集中による様々な要因により、毎年水不足に悩まされている現状にあり、少量の融通に対応は可能と思われるが、現状の状態であれば転用は不可能であると思います。
672	2	2	2	限られた水資源を有効に使い、お互いに共存共栄を図って行きたい。
697	4	2	4	改良区の行う事業は、地元負担(農家負担)が伴うので、水を効率的に利用できる施設整備をする工事は仕組みづらい状況にある。また、上水道側よりラブコールを入れた場合を想定すると組合員農家から疑念の意見が出ることも考えられる。このようなデリケートな部分があるので、今まで水利権の転用及び融通が現実できないのだと思います。今後、水利権の融通、利用を進める方向を考えるなら、このような点は避けて通れない問題であるので考慮が必要であると思います。
698	2	2	3	地域用水について、あまり対応したくない。事業単価が高くなれば農家負担が増えるので、行政側で負担すべきと思う。用水は農家にとっては貴重な財産であると共に、地域にとっても限られた資源であることは言うまでも無い。しかし、現状では都市化が更に進み日常でも水不足が生じるほどである。異常事態のはずの渇水が毎年のように繰り返され、その度に弱者の農家が一番先に規制を受けている現状では、無理な用水の転用で取水量が少なくなると渇水時に農作物に大きな影響が出るよう感じる。そんな中、用水の融通や転用をするのだから農家にとって大きな利益を期待したいものである。それは、施設の改善費用や維持管理費だけでなく、農家の負担を大きく軽減できるものがほしいと思う。
702	3	2	2	農地の宅地転用が進み、水利権内の水使用で充分であれば、市町村へ融通して、環境用水として利用しても良いと思う。

716	4	4	4	<p>地域用水について、あまり対応したくないが整備費、管理費の負担者があれば対応しても良い。</p> <p>農業用水に余剰水があれば、積極的に転用し水の有効利用を図るべきであるが、農業用水には冬期季用水(非灌漑期)が無いか、または少ない為、水道用水などへの転用は困難である。</p> <p>この問題の解決には当事者はもとより河川管理者を含めて国家的見地から新たな制度などを制定しないと水の効率的な利用は図れない。学術、研究機関として提言していただきたい。</p>
717	3	3	3	<p>本土地改良区は上部組織 4 土地改良区の最末端地域に位置するため恒久的に農業用水が不足しており地区内に地下水機場を作り、補給しています。このような状況なので農業用水の転用などは考える状況にございません。</p>
719	4	4	4	<p>融通について(渴水について)</p> <p>渴水になれば、土地改良区の意見など聞かずに安定水利権、暫定水利権に拘らず一律削減される。水利権は多く持っていた方が得である。渴水で一律に取水量を減らせば、番水などで対応することになり余分な費用がかかる。それらの代償を今まで貰ったことはないし、渴水協力の感謝の言葉もない。</p> <p>そのような都市用水にできれば協力したくない。</p> <p>転用について</p> <p>今までに 4.263 立方メートル毎秒(河川還元量を含めると 7.124 立方メートル毎秒)を転用した。これ以上水利権を減らしたくない。いくらでも使い方はある。地域の大変な水として有効に使いたい。</p>
742	3	3	3	<p>集中豪雨の際は一時期流水量が増加するが、通常河川水が少量のため、上水道へ融通とか転用とか言っても困難である。</p> <p>上水道利用者が節水に努めるとか、首都圏内に人口の集中を避けるべきである。</p>
757	2	2	4	<p>地域用水について、わからないを選択。渴水の時の対応策としての水辺空間の整備であればあながち反対ではないが、限りある資源、水を大切にして多面的機能を有する農業の大切さを訴えてまいりたい。</p> <p>改良区の水利権は先人達が汗を流した既得権であり、区域内約 100 町歩の灌漑用水は組合員の命でもあるので、社会通念とはいえ、そうやすやすと融通転用に応じるわけには行かない。</p>
759	3	3	4	<p>用水の転用、水利権の問題などはこれから先の時代の変化によって対処します。現段階では回答しかねます。</p>

765	4	4	4	<p>地域用水について、あまり対応したくない。地域住民の中で農業を営んでいない人々達は共に生きていくという認識に欠けており、要望の現実と、費用負担を同一視野に入れて意見を述べていない。あくまで農業用水であり、農業用水であり農業を営む者の負担で維持管理を行っていることを理解し、そこから出発しない限り、またきちんと費用負担や維持管理について整理が出来ない限り対応はしたくない。</p> <p>以前、渇水の時、割愛という名目で都市用水に対し農水が融通した際、農水間番水で乗り切ろうと調整が図られたが、建設省の横槍で番水が中止となり、用水運用で非常に苦労したが、農水の上水への融通はしっかりとされていた。農水としては出穂期にあたる時期でしたが、番水を行なうことにより、互いに困っている時は利水者間で調整したと考えていたが、建設省はその農業側の好意を踏みにじったことがあり、二度と融通には応じることはできない。また、渇水調整時においての費用負担もなされておらず、費用負担についても意見として提出してあるが、なしのつぶてである。相互理解を深め、立場を尊重し、融通について検討していくべきことと考える。転用においては、更に末端施設の完全な整備や農家への水使用への認識を理解してもらわなければ転用後の水運用に支障が出ることを承知し、仕組むべきと考える。まだ、合理化という名のもとに減量されていることが、理解に苦しんでいるところもある。</p>
770	2	2	2	「過去の事実を正確に評価する」という人類普遍の基本を農業用水にも当てはめる。即ち、地域の資本、基盤などである農業用水は土地改良区の永い伝統、歴史の中で維持管理され、それが地域を育んできた。このことを住民は理解し、積極的に関心を持ち、その維持保全と他目的利用を含めた活用の展開が図られるよう学習していくきたいものである。
776	3	3	3	農地の宅地化により灌漑面積は減少しているが渇水時の水不足による農作物への影響は毎年繰り返されているところである。しかし乍ら気候状況に左右される大切な資源である水の活用については国、地方行政等は勿論、個々の問題として重く受け止めしていくべきと認識している。

792	1	1	1	当地域は東京に隣接する地域にして、宅地化が進行し、常磐新線の建設に伴う区画整理事業に着手することとなり、点在する水田耕作地に送水することは、区画整理事業が進むにつれ、困難となるため、灌漑排水事業を行政にゆだねることとなり、現在手続き中であります。よって、今後は環境浄化用水として転用を図るべきと考える。
779	4	4	4	地域用水について、分からぬを選択したが、経費負担次第。
833	2	2	3	改良区域内の市町村に防火用水用の貯水槽に用水が利用されている。唯、異常渇水時には、改良区域内においても四苦八苦している状態にあるので他に水を廻すことは不可能である。
881	4	4	4	<p>農業用水の融通とは？</p> <p>渇水時に、農業用水が取水量を減らし、その分を上水道が取水することをいいます。と有りますが、今までの渇水時の状況下では、稲作の幼穂形成期、出穂開花期、登熟期に当たるので用水不足により一番収穫に影響する時期なので大変苦労を強いられている。改良区では渇水時対応策として、組合員に番水をお願いしたり、水利調整委員により、幹線水路のゲートの小まめな操作を繰り返すことや(管理費が増加)小水路の漏水の見回り、また、排水路末端を塞ぎ止め行ない、用水の有効活用を実施し渇水時をやり過ごしてきた経緯によりこれ以上の融通はできない。</p> <p>転用について</p> <p>当改良区では、国営農業用水再編対策事業「利根中央土地改良事業」及び水資源開発公団「利根中央用水事業」により余剰水を生み出し上水道に転用する予定で事業が進んでいるが、この事業が完成後、水管理に対する管理費の増大することが予想されるので困惑している状況である。また、改良区管内では、米価の値下げにより、非灌漑期に水田にて、冬作物(慈姑や蓮の栽培)を作付けるので冬期の取水増量の要望や、各市町村より環境用水(景観保全や防火用水、生活用水)として常時通水を行なって欲しいとの要請がある現状である。「非灌漑期水利権 1.5 立方メートル毎秒」</p>

883	1	1	1	<p><b>用水の融通について</b></p> <p>現在は利根川水系江戸川から揚水機により取水を行なっていますが、毎年不足に陥っており、権利水量の確保が困難な状況にあり取水率が30%台に陥ることが多く、このため用水の番水も容易でない。又、取水制限(節水)の出る以上渴水期には取水不能にもなりかねない状況にあり、現状では融通はできません。</p> <p><b>用水の転用について</b></p> <p>一般的に農業用水には潜在的余剰水があるといわれていますが、確かに受益面積が減少すれば余剰水ができるものと思われがちです。それには先ず、用水施設の改善が必要になります。この点を十分認識して頂きたいと思います。市街化は必ずしも管理区域の末端から進行するものではありません。たとえ受益面積が減少しても水路(基幹及び末端水路)の延長及び断面等は変わりません。又、水利権は10年ごとに更新することとされていますが、その都度用水施設を更新することは不可能です。従って、維持用水も必要となるので実質的には余剰水を生み出すことは難しいと思われます。又、農業用水(水利権)全て消費してしまう訳ではなく還元水も出している。当地区は首都圏30キロメートル内に在り、混住化に伴い家庭雑排水が用水路に混入しており、環境水としての役割も果たしているものと思う。</p> <p>*尚、現在実施中の国営農業用水再編対策事業『利根中央土地改良事業』及び水資源開発公団営『利根中央用水事業』により生み出される余剰水は上水道側(東京都及び埼玉県)に転用する予定となっているが、この事業により改修される水路は基幹水路のみであり、先に述べたように地区内の末端から受益地が減少する訳ではなく、今後の水管理に対する費用の増大が考えられる。</p>
905	2	2	2	当改良区は用水面積に対して取水量(水利権)が少なく、反復利用している為、現在では融通、転用等はあまり考えられない。

913	3	2	2	水は稻をも動植物をも利すると言われております。従って大切な資源であると思っております。我々水郷地域は昭和13年と16年と2回に渡り大洪水に見舞われ、両年とも床上浸水で米は全く取れず、タイ米の配給を受け凌ぎました。私は昭和16年生まれでよく知りませんが、小さい頃母からよく聞かされ、今でも良く覚えています。しかし渇水で米の生産が出来なかった年は一度も聞いたことがありません。近年、県土連の会合で上流での水不足による節水の呼び掛けがあるのは承知致しております。(昨年の那須地方と水戸の例もあり)私達水郷地帯は洪水がいかに怖いか身に染みて、頭から離れないのです。従って農業用水を転用或いは融通した場合、稻作農業にどのような影響が有るか全く見当がつきません。これからは両方とも良く考えて行かなくてはならない大問題と受け止めて行きます。天災と渇水の両方の問題を一緒に考えて頂ければ幸いと思います。
916	2	2	4	渇水時には、利根川水系渇水対策協議会があり、河川管理者である関東地方建設局及び関係都県企画部関係及び河川管理関係部署により、利根川水系上流ダム群の貯水状況により取水制限等の措置について、方針が決められ、上・工・農各利水者へ協力依頼が伝達される。利根川水系については、取水制限が行なわれているときは、自流、特定、暫定及び取水方法を問わず、一律制限方式として実施されている。しかし、各土地改良区の意向は渇水対策協議会には充分反映されていないように思われる。
952	1	1	2	水は総ての生き物に絶対に必要とするので融通転用についてそれぞれが費用負担することが経済的だと思うし、上流に限らず水源となる場所の森林、樹木も同時に維持管理し、流域各地(市、町、村)も水の浄化にもっともっと費用投資をすべきであろうと思います。
976	4	3	3	水量不足